第三条の表改正後欄の規則一―三四（人事管理文書の保存期間）別表の四の表法の項中

同条第一項から第四項までの規定による異動期間の延長の終了した日	三年
同条第一項又は第二項の規定による勤務の終了した日	

を

同条第一項から第四項までの規定による異動期間の延長の終了した日	三年
同条第一項又は第二項の規定による勤務の終了した日	三年

に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第十九条の表改正前欄の規則九―九三（管理職員特別勤務手当）第二条第一項中「（略）」を

「給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一　（略）

二　次項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務」

に改め、同表改正後欄の同項中

「給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一　（略）

二　次項第五号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務」

に改める。

附則第二十一条中「令和十七年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一五―一

人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。	**第一条**　総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十四条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。